

監 査 報 告 書

令和6年5月26日

学校法人 秀 明 学 園
理 事 会 御中

学校法人 秀 明 学 園

監 事 今 枝 敦 

監 事 川 野 聡 

監 事 大 宮 征 男 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人秀明学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人秀明学園の令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、公認会計士 桑野博之氏から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上

監 査 報 告 書

令和6年5月26日

学校法人 秀 明 学 園
評 議 員 会 御中

学校法人 秀 明 学 園

監 事 今 坂 敦 

監 事 川 野 聡 

監 事 大 室 征 男 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人秀明学園寄附行為第15条の規定に基づき、学校法人秀明学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、公認会計士 桑野博之氏から私立学校振興助成法に基づく監査の状況について説明を聴取するなど、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べるにあたり必要と認めた監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

以 上